

第十三号

温故

須佐町郷土史研究会

目次

益田家御子孫之分派并諸子長門 [△] 御国替以前於益田來歴之次第	1
石州口出陣日記	18
不思議な湊の由来	28
鏡山神社由来記	32
高山黄帝社縁紀并山之由縁妙高山瑞林禅寺	40

益田家御子孫之分派并諸子長門へ御国替以前於益田來歴之次第

四百石 益田甚右衛門兼任

国兼様より御十七代目宗兼の御次男尹兼様御弟也、御名は益田三河守兼任殿と申し候、石州にて疋見郷を遣わされ候、然る處、天正拾五年元祥様より増野少庵、宅野不休入道へ御蔵入給一圓に検地仰せ付けられ候、左候て同十九年の暮、諸給人庄替え仰せ付けられ候、同年の秋所務迄は諸給人共に居り懸かりの御配地にて所務仰せ付けられ候、上野介殿へは波田村にて新石四百石遣わされ候故、文禄元年の秋より波田村において四百石の御所務にて候、是も十成にて候、相残る分は惣様一同に召し上げられ候、疋見より波田村へ庄替えの時分は三河守殿御息上野殿御家督にてこれあるべく候、疋見も残らず検地にて七百貫に相成り候、然る處、上野殿御実子御座なくに付いて、豊田三郎左衛門殿嫡男甚右衛門殿を上野殿養子に仰せ付けられ、上野殿へは隠居領として百石進められ候、慶長五年十月廿五日、御国替えにて長門の内須佐へ御引越なされ、元祥様も御小身にて候故、御家中の御配りも少く候て、長州阿武郡の内、惣郷の給人栗原太郎右衛門殿実子これなく候て、養子に仕度の由申され遣わされ候、夫れより養父の名を甚右衛門殿も御付けにて太郎右衛門殿に御成り候、其れ故翌年慶長六の御配りには太郎右衛門殿は御あひ成されず候、左候て惣郷より四郎兵衛殿御若輩にて右近殿と申され候時、須佐へ御帰り候て久しく御牢人にて朝倉様へ御かかり候て御座候、御親父太郎右衛門殿は不慮に御遠行にて候、其の後慶長十八年に惣様庄替え仰せ付けられ候砌、六ツ成石の高百五十石を四郎兵衛殿へ遣わされ候、其の後寛永弑年熊野究めの時、右の百五拾石が式わり上にして百八十石に相成り申し候、内式拾石召し上げられ残百六十石遣わされ候、又其の後寛永五年六月廿五日に朝倉様御遠行の節、無庵様へ仰せ置かれ候は、朝倉様御知行六拾石の内四十石四郎兵衛へ遣わされ本知行合式百石の辻に仰せ付けられ下され候様にと仰せ置かれ

候、残式十石内田四郎衛門へ遣わされ下され候様にとの儀にて候故、朝倉様御落命已後、其の分に仰せ付けられ候、然る時は朝倉様の御弔いの事、初中後共に四郎兵衛殿御執行の様にとの四郎兵衛殿へ無庵様の仰せ渡されにて候事、

豊田三郎左衛門殿は

藤兼様御躰にて候、元祥様御姉にて候、朝倉様と申し候、其れ故甚右衛門殿は三郎左衛門殿、朝倉様御嫡男にて候、元祥様には御甥子様にて候事、

益田故八郎左衛門殿は

豊田三郎左衛門殿御次男、甚右衛門殿の御弟にて候、さりながら豊田三郎左衛門殿家つづきは八郎左衛門殿にて候事、

室生様は

石州にて上野殿御養子分に仰せ付けられ候事、

四郎兵衛殿は

上野殿御家つづきにては候へ共、御国替えの節、御親父甚右衛門殿は惣郷の栗原殿へ遣わされ候故、上野殿へは須佐にて御上より御かくまひにて候、其れ故に四郎兵衛殿よりの御心付けとはこれなく候、さりながら上野介殿御死後の道具等の儀はむろう様、四郎兵衛殿へ参り候、室生様へは限りこれある御道具少々事に候、悉く四郎兵衛殿へは上野殿御死後の御道具遣わされ候事、

三河守殿

此の代より足見を遣わされ候、五百貫にして騎馬五人これある由に申し傳え候事、

五十石 益田惣右衛門

国兼様より御四代目兼高様の御次男兼季様御弟也、兼信御名字此の代より替り三隅と号す、御代々三隅のおか

み迄御領知にて大内殿御旗下に御成り候処、毛利殿より陶尾張守御退治已後、御心違い成され候て、雲州尼子殿へ御随身の物ふりこれあるに付いて、元就公より藤兼様△三隅を切り取り申さるべく候との御事にて、天文式十四年に御切り取り候て、三隅兵部少兼忠法名全玉入道一命を御介けなられ候て、益田に持ち置かれ候、御実子これなきに付きこの惣右衛門殿、益田彦右衛門殿御弟にて候故、御養子に仰せ付けられ候、左候て全玉へは隠居領として三十三石遣わされ候て、御国替えより以前に益田にて相果てられ候、惣右衛門殿は慶長五年の御国替え迄御供にて候か、御自身にて候へは拾五石遣わさる前に候へ共、代役の御断りにて八石遣わされ候、惣様へは五十石通りに候、七石遣わされ候へ共、御一門衆へは一石増し候て、八石宛遣わされ候、其れ故惣右衛門殿へも八石遣わされ候、代役にて御所勤候、御小身にて御所勤相成らず候由にて御断り申し上げられ御暇遣わされ候事、

兵部少兼忠

御堪忍分に岡見を遣わし置かれ候、其の後跡續として益田全仲次男御契約これあり候、近年は益田惣右衛門殿事岡見惣右衛門と申し候也、

周布刑部少殿兄弟聳は三隅全玉也、

全玉隨身以後、実子これなくに付き、牛庵様を御養子聳に全玉へ遣わされ候得共、正若様御早世故御召し戻し成され候處、全玉心遣いにて益田下野次男二郎兵衛殿には弟にて候を養子に仕られ候通り全鼎様聞し召され全玉心まかせには相成り間敷と仰され、益田彦右衛門殿弟神護院殿二男也、惣右衛門殿と申し候を聳養子に仰せ付けられ候へ共、全玉実子娘は七歳にて庖瘡煩い相果てられ候、全玉内儀の姪を全玉養子娘に成され候て、惣右衛門殿へ申し合わされ、其の最前は三隅惣右衛門、其の後岡田惣右衛門、其の後益田惣右衛門殿内は周布の刑部殿娘にてこれあるべく候事、

三百五十石 XXXXXXXXX

国兼様より御十六代目貞兼様御次男宗兼様の御弟の筋也、神護院殿より御三男宇野吉岐殿先祖御四男益田二郎兵衛殿先祖也、貞兼様の御子様は四人御座候事、

神護院、全忠、彦右衛門、兼綱、久左衛門須佐にて相果てられ跡絶え申し候、此の兼綱は藤兼様の御躰にて候、其の砌七ツ尾の御城の時は北尾に於いて御預け成され候、御下城候てはおきたの下に別屋敷これあり、兼綱遠行候ては御後室様備後の三沢殿へ遣わされ候、三沢殿は壹万八千石持ち申され候て大名にて候、御国替えの時分小身に罷り成られ毛利秀元様へ輝元様より御付け成られ候、御内様は広島へ御祝言候て、七・八年過ぎ御遠行にて候、彦右衛門殿子は久左衛門殿、藤兼様の御孫滝尾殿も久左衛門殿妹にて候、御国替えの時分久左衛門殿は上土居に宿仰せ付けられ是にて御遠行の事、石見にては高たけに罷り居られ候事、

久左衛門殿父彦右衛門殿は高麗より帰都の時分、吉岐対馬の間にて遠行の由に候也、たき尾殿は益田宗得内儀也、益田久左衛門殿の宗得は妹智也、

久左衛門殿内は豊田三郎左衛門殿娘、朝倉様娘にて名おかと申す故、又左衛門殿内は志由栄の兄弟也、久左衛門殿死後佐世丹波殿と嫁宿にて候事、

五拾石 益田惣兵衛

国兼様より御十五代目兼亮様の御次男貞兼様の御弟此の筋也、式部大輔殿子也、式部大輔殿父は益田上総介殿と申し候て、同様豆州座論の節荷擔仕られ候て、尹兼様御代御生害仰せ付けられ候、慶長五迄は石州より御供仕られ候て、同六年に御配りの節、自身役相成らず候由に付き、惣様に一石増し八石遣わされ、代役仰せ付けられ候へ共、それにては相成らず候由にて、御暇申し上げられ候て他出、御検地の後わんとう村の内戸谷を遣わされ候、

益田上総介、益田式部大輔、益田惣兵衛、此の惣兵衛は慶長六年御配りの節、牢人仕られ亀井殿にあり付き、

名を沢井権左衛門と替え申され候、生沢九郎左衛門は浅原藤左衛門子也、座論に付き御生害は二代目の上総殿に候由、生沢九郎左物語申され候事、浅原は惣兵衛弟也、

貳百石 益田治郎兵衛兼友

国兼様より御十六代目貞兼様の御四男の筋也、下野殿、二郎兵衛殿子息は九郎右衛門殿、其の子内膳殿にて候か、内膳殿は須佐にて果てられ、二郎兵衛殿は隠居にて河州様へ御付け成られ候、左候て増野宗的三男市郎右衛門を賀養子に仕られ候、只今の五郎兵衛は父也、

下野殿は甲斐殿検地以後は内田に罷り居られ候、

内膳殿果てられ候迄八十石にて候事、

二郎兵衛殿内儀は益田豆州の娘雲光と申し候、二郎兵衛殿法名道白、

九郎右衛門殿内は石津意伯娘、近年ほうしゅと申し候て、益田助左殿抱えにて罷り居られ候事、

益田故八郎左衛門殿内は九郎右衛門殿妹、二郎兵衛殿娘也、益田市右内は故八郎左衛門殿内の妹也、

三百石 益田又左衛門兼康

国兼様より十四代目兼理様御次男弾正忠殿の筋也、石州にて御知行大分これあり候へ共、天正十五年に増野少庵、宅野不休へ検地仰せ付けられ、御蔵入給人何も大分石上り申し候に付いて、天正十五年暮より御配り替え候て三百石遣わされ、其の外は惣様同前に召し上げられ候、勿論十成也、左候て文禄元年の秋より配當の辻に御配り成られ候、慶長五年十月には御国替えにて須佐にて伊豆殿御隠居にて候、又左衛門殿へ石州にて三百石の五歩一、六十石、又請の地廿石、又伊豆殿隠居領十石の御配り、引合九十石にて候を、又左衛門殿へ丸詰遣わされ候、其の内内證にて請の地廿石、又伊豆殿身に二百十石遣わされ候共に、三拾石は伊豆殿隠居領に御お

やこ談合候て相成り申し候、右の九十石の地、慶長十弐年増野宗的檢地の時、五ツ成石にして弐百弐十石に相成り候、又其の後慶長十八年の御配り替えの内證庄替え仰せ付けられ候時、六ツ成石にして百八十三石三斗三升の辻成に候、其の後寛永弐年熊野檢地の節、又五ツ成石にして百六十石遣わされ此の外六十石上り申し候事、甲斐殿檢地以後はきりかかりにて、前に多分仙道に罷り居られ候するを付け候事、

三百五拾石 益田八郎左衛門兼慶

本名豊田也、庄内の座頭、父豊田三郎左衛門殿は藤兼様の御姫様朝倉様と申し候を遣わされ候より、此の御方御名字進せられ候也、左候て慶長五年十月に御国替え候て須佐にて慶長六年御配りの節、石州にての五歩一の御配りにて七十石、又請之地廿石、宗安十石にて候内、請の地取合三十石は宗安御才料にて候、合百石の辻八郎左衛門殿へ丸詰遣わされ候か、慶長十二年に増野宗的檢地にて五ツ成石にして弐百四十石に相成り候、将又慶長十八年に六ツ成石にして弐百石に相成り候、其の後寛永弐年熊野檢地に弐百四十石の内、百六十石遣わされ、此の外八十石上り申し候事、

甲斐殿檢地以後は仙道に遣わされ候、先は横田の本丸に罷り居られ候、二の丸は領家持ち候事、一番八郎左衛門殿の御内は益田二郎兵衛殿の娘也、栄春と申し候、近年迄五調にこれある事、二番八郎左の内は宍道彦右衛門娘也、一番八郎左衛門妹は益田久左衛門殿内、益田又左衛門殿内、但しゆけいの事也、おとむすめ外に益田神右衛門殿は兄也、二番八郎左兄弟は澄川五郎左衛門女、其の次内田右兵衛なり、

百石 益田上野兼治

国兼様より御十七代目宗兼様の御次男三河守殿御息也、御女中は尹兼様の御息女様にて町野隆風へ御祝言候へ共、隆風御死後益田へ御帰り成られ候を、藤兼様より達して御意成られ遣わされ候、御歳上野殿よりはなし増し申し候、御実子これなくに付いて朝倉様の御子甚右衛門殿を御養子に成され候、上野殿御家の事まし甚右衛門殿御分限帳御座候也、

百石

益田以白軒

山口国清寺の出家済家僧也、名は玄良と申し候、藤兼様へ杉宗長の御息女様山口より益田へ御祝言の節、女房大老にて候間、今吉人御局脇を仕り候者、宗長より御添え成られ度の由にて御尋ね候處、玄良母儀内々杉殿へ出入り仕り候町人の女にて候、幸の儀候間、御供仕り候て進み候様にと宗長より仰せ聞せられ益田へ玄良母儀と御供にて候、彼の人男子貳人、女子吉人持ち申され候、其の内玄良は国清寺の同宿にて候、左衛門亮はそれ迄はさいさと申し候て、山口法泉寺の小僧にて候、六・七歳の時分迄罷り居られ候、右二人の男子は山口の跡に置き候て、玄良より姉吉人これあり候を連れ候て参られ候處、此の娘に藤兼様御目入候て、御本妻様やがて御死去成られ候、御遺言にも彼の者へ御目を懸けられ候か、とかく御本妻には御帰り成らず候様にとの御事に候、足本もこれなき者の事に候由、重畳御遺言にて候へ共、差捨られず御目に懸けられ候に付き、此のむすめの母儀諸々への聞えもいかがかと存じられ候て、山口の娘伯父方へ差返し申され候へは、しば岡兵庫と申す山口牢人を遣わされ御ぬすませ成られ候、此の段は左衛門亮成立の書物にこれあり候、左候てやがてさいさは山口より袋を尋ね候て益田へ参られ候、ことの外若輩にて候へ共、生れつき神妙の人にて候故、御名字遣わされ御取り立て成られ候、其の後玄良四十四・五にてもこれあるべく候、山口より益田へ参られ候を藤兼様三隅の大雄院へ御居り成され候、此の大雄院は左近将監兼理様の御菩提所にて候、其の後輝元様御母公安藝の吉田にて御他界成られ候、其の節藤兼様上方に御座成られ候故、御悔み、又御焼香代として三隅中の蔵の龍隱寺を伴僧四人にて吉田へ遣わさるべく候、龍隱寺差し合わせ候は大雄院伴僧吉人にて遣わさるべく候との御書、神護院殿、式部大輔殿、中雅大夫殿、刑部少輔殿此の四人へ御一紙に御當て候て遣わされ候、其の後還俗仰せ付けられ御名字遣わされ候、其の頃は天正年号の初り元、二の間たる遍に候、藤兼様より遣わされ候、元祥様御誕生にては此の兄弟仕合の中々大形あらず候、左候て御一門波田兵庫相果て候て彼の後室へ以白は嫁宿仰せ付けられ兵庫子波田与左衛門を立てられ候様にと御意成られ候、与左衛門慶長八・九の間に走り申され候、与左衛

門弟勘七も相果て候、兵庫姉は糸賀 与兵衛延寶年中の祖々母にて候、波田与左衛門を取り立ては仕られ候へ共、名字は益田にてこれあり候、さて又御国替えにては式十石の御配り候得共、長右衛門殿へ十石、石津権兵衛に十石分遣わし申され候、与左衛門牢人故かくのごとくに候、御一門波田はかのごとく何の由縁もこれなく断絶申し候也、ほうしゅう長右衛門殿御内波田与左衛門には腹一つの兄弟にて候か、

百石

益田左衛門亮宗景

經久法名

山口法泉寺の小僧にて名はさいさと申す、六・七歳の頃母儀は杉宗長の御息女様、山口より益田へ御祝言に付いて、女房殊の外大老にて候間、御つほね脇仕り候者、今吉人御付けあり度候て御尋ね候処、内々杉殿へ御出入り仕り候町人の女これあり候間、是然るべくと候て益田へ御付き遣わされ候、其の節此の人男子式人、女子吉人持ち申され候か、嫡子玄良は山口国清寺の住にてさいさは山口法泉寺の小僧にて罷り居られ候に付いて、式人の男子は跡に置き、玄良姉をつれ候て益田へ御供仕られ候、然る虚此の娘へ藤兼様御目入申し候、さいさは一兩年の内七・八歳にてもこれあるべく候、やがて跡より益田へ袋を尋ね候て罷り越され候、生まれつきもよく候に付いて、即環俗仰せ付けられ永禄年号の初り頃、藤兼様より御名字遣わされ候、それまでは石津と名乗り申され候、舎兄以白よりは 々以前にさいさは益田へ罷り越され候、左候て彼の母儀存じられ候は、我娘に藤兼様御目に懸けられ候段、諸々への聞え候旁何共是非なく候て、山口の彼の娘おちの方へ差し戻し申され候を、藤兼様聞し召され則川越兵庫と申す後には柴岡兵庫と申し候て弓など能く射申し候、此の者山口牢人にて山口の案内よく存じ候故、藤兼様より連に遣わされ候、柴岡兵庫も通談とくと仕り候て、伯父の方より寺参り仕り候を、道にてつれ候て馬に乗せ、益田へ罷り帰り候、藤兼様御心入れ浅からず候に付いて、御裏様御死去の砌仰せ置かれ候は、彼の者儀はすじょうもなき者の儀に候間、御本妻に御なをし成されず候様にとの御意手堅く御座候へ共、御裏様御死去候ては、別御本座へ御直し成られ候、左候て益国より御国替えの砌、左衛門亮は宗得へ隠居仕られ、三十三石拝領仕られ、其の後御国替え時分は石津権兵衛へ相渡し申され候、殊の外左

衛門亮儀は諸事御用の辻仰せ付けられ候、増野正庵△益田仕置き仰せ付けられ候て、万事限りこれある事は左衛門亮△申し達候て、御用を正庵相調えられ候、御国替え候て慶長六年の御配りにも左衛門亮には十石御配りなされ候、宗得△は石見の五歩一にて式十石拝領、其の後滝尾殿十石遣わされ合三十石、後に以白知行式十石の内十石石津権兵衛、十石益田長右衛門殿△出し申され候、宗得に男子これなきに付いて長右衛門殿は以白の子にて候か、宗得の息女△申し合せ賀養子に仕られ候に付いて、長右衛門殿持前の十石合四十石に相成り候、左候て慶長十二年増野宗的検地の時、六ツ成石にして八十三石三斗三升に相成り申し候、其の後寛永式年熊野検地の時五ツ成にして八十石遣わされ式十石は長右衛門殿代に召し上げられ候事、牛庵様御袋様の御袋はらいふつと申し候、男は知り申さずの由、大谷平右大有隣平宗酒内しゆせは石津傳右衛門なども申され候事、

左衛門亮殿子は 宗得 石津権兵衛 石津清兵衛 石津傳右衛門 しゅごん出家仕り関東にて死去、但し権兵衛以下四人は小原豊前女の腹、宗得七月晦日死去、

式百石

領家勘兵衛

庄内七人の内也、

慶長五年御国替え候て、同六年の御配りの時、自身役相成り間敷候由御断り申し候て、代役にて拾五石遣わされ候、其の後河内様△進められ候へば、五石御加増候て廿石遣わされ候△共、少身の由にて上田万より牢人仕られ諸々これなく候、自身役にて候へばこなたにても式十石遣わさる前に候也、

此の領家勘兵衛又は領家加賀守と申し候、横田本丸、豊田二の丸は領家持ち申され候事、天正十五年増野正庵、宅野不休検地以後土田△庄替え仰せ付けられ候事、浅原藤左衛門内儀は此の勘兵衛娘也

百五十石

永井朝兵衛

代々御当家に対し候て武功仕り候、天文式十四年三隅鐘の尾の城藤兼様御切り取り候節、忠功高名仕り候に付いて、本知に引き添え式十石遣わし置かれ候より分限に相成り、其の節式百五十貫にて候か、天正十五年増野正庵、宅野不休検地にて、天正十九年の暮、御配り替え庄替えの時百五十石遣わされ候、相残る分上俵仰せ付けられ候、左候て慶長五年御国替え候て、同六年の御配り石州にて百五十石の五歩一、三十石遣わされ候、請の地は一圓に仰せ付けられず候、此の三十石慶長十二年に内儀検地、増野宗的へ仰せ付けられ候節、五ツ成石にして八拾石に相成り候、其の後慶長^{十八年?}八年に内儀庄替えの時六ツ成石にして六十六石六升に相成り候、其の後検地の節五ツ成石にして又八十石に成り候事、

此の長井朝兵衛は小原豊前庶子家也、惣領家は小原豊前其の子小原仁右衛門、津和野へ罷り出相果て候事、又小原民部と申し候て豊前と両小原これあり候、民部子は小原弥蔵と申し候てこれあり候を、安野太左衛門子細候て打ち果て申し候、其の弥蔵子牢人候て近年萩に罷り居り、おちの人おふりかいの男にて候、弥蔵其の太左衛門も増野十左衛門組にて候事、

小原千代槌、同平左衛門、同長兵衛、同美作守此の美作若名は弾正左衛門と申すの由に候事、

小原日向 小原民部 小原弥蔵

永正十六年頃の人

小原美作守兼正一兼永初兼資二 右京進美作守一 小原初弾正左衛門美作守兼祝三 後兼栄

百石

増野宗的

父甲斐守法名正庵より持ち懸かり也、慶長五年御国替え候て、同六年長門にて御配りの時、石州の百石の五歩一にて式拾石拝領、其の外にも請の地式十石仰せ付けらるべく由に候へ共、宗的申し上げられ候は宗得より分限に成し難く候間、請の地仕り間敷候旨、達て御断り申し上げられ候、其の後慶長八年にせがれ勘作へ四十

石遣わされ部屋住みの御奉公宗的別に申し上げるべき候由仰せ渡され拝領仕られ候、其の節宗的御請に然らば宗的元利引合父子元利六拾石せがれ勘作に遣わされ御役目を仕り候様に仰せ付けられ下さるべく候、私儀は無足の御奉公申し上げるべくとの御断りにて候、其の分に仰せ付けられ候、宗的知行引合六拾石の地十成石にして藤右衛門へ拝領作せられ候、左候て藤右衛門より六十石の内拾石内證にて宗的隠居領に取り候て罷り居られ候処、四・五年過ぎ候て慶長十四年の頃弥富庄岩石を三十石宗的へ遣わされ、其の内十石はせがれ弥兵衛に遣わされ候、残り式十石宗的身に当て拝領作らせられ候間、宗的以後は三十石の辻せがれ弥兵衛に遣わさるべく候由に仰せ聞せられ候、是は三拾石六ツ成石にして徳米十八石取り申され候、其の後寛永式年熊野藤兵衛殿檢地の時五ツ成石にして式十五石を式わり上にして三拾石弥兵衛に遣わされ候、左候ては宗的春頃を休息にて候、扨又、藤右衛門六十石は慶長拾弐年、宗的檢地の時五ツ成石にして百弐拾石に相成り候、皆脇々も御引きしらべこれあるに付いて、宗的なども石州の石辻とは遣い得られず候に付き、旁以て藤右衛門自身に当て百石遣

わされ、残式十石は当職役に對せられ役知行に当分遣わされ候由に仰せ渡され候、慶長十八年に益田又左衛門、益田八郎左衛門、長井朝兵衛、増野十左衛門、澄川吉兵衛、波田太郎右衛門此の六人に檢地仰せ付けられ内證庄替え皆々一同に仰せ付けられ候、此の時は六ツ成石相成り候て、七十式石の肉六十石身に当て拝領、拾式石は古高廿石分の役知行に相成り居り候處に、寛永式年熊野檢地にて候、又五ツ成石にして百弐拾石に相成り候に付き、愈右の分に成り候事、

正庵は田万・石州に於いて、玄蕃手に付け高石これあり、天正八年元祥様御代より益田当職役仰せ付けられ候、大谷佐渡に差し替えられ候、益田左衛門亮へ諸事伺候て御用相調べ候事、

五十石

波田兵庫

是御一門にてこれあり候、此の兵庫若名を与左衛門と申し候て、天正年中相果て候、倅若輩にこれあり候て、玄良其の砌還俗仰せ付けられ候時分にて、兵庫後家に玄良を仰せ合わされ、其の節は御名字を遣わされ益田以

白軒と申し候、兵庫子も与左衛門と申し候、此の与左衛門弟勘七と申し候、兵庫子男子二人これあり候、彼の与左衛門を取り立て候様にと候て仰せ聞せられ、以白は五十石身に当て遣わされ引合以白百石石州にては遣わされ、与左衛門成人の上百石の内五十石は与左衛門へ相渡すべく旨仰せ聞せられ候、御国替え候ては与左衛門事自身役相成り間敷と存じられ候か、代役七石の御帳に付け申され候か、堪忍相成らず候て慶長八・九の間に走り申され候、弟勘七も果て候て、御一門波田の家は絶え申し候、兵庫姉一人これあり候か、是は系賀与兵衛祖々母にて候、右の兵庫後家の腹に以白嫁宿以後、出来申し候子長右衛門殿、ほつしゅ殿にてこれあり候故、波田与左衛門、勘七腹一ツの兄弟にて候、長右衛門殿は宗得賀養子に罷り成られ候故、別に以白跡継の子これなく候て、御国替え候ては以白廿石遣わされ候共、長右衛門殿、石津権兵衛へ十石づつわけ遣い申され候事、兵庫又は波田但馬と申し候由也、

五拾石

宅野不休兼実

父筑前守兼祐迄は田称にて式百五十貫遣わされ、其の身は七ツ尾の御城内に置かせられ候共、筑前果て候て、倅兵部小輔程なく早世、当家中絶え仕り候、父筑前在世の内より不休は九歳にて出家仕せしめ湯の養泉寺後住の約束にて罷り居り候處、御代々御弓矢の御首途又正月二日御行歩初には毎度筑前所へ御下り御一献召し上げられ御嘉例にて三隅家へ御弓矢思し召し立ち候節も全屋様、全鼎様御父子様共祖父筑前兼安所へ御首途遊ばされ御一献上り其の節御料理御儀式の上、御土器まわり兼安へ下され候て、藤兼様へ進上致し候真羽の本矢二筋御次より兼安持ち出し弓八幡の小謡一丁の弓の勢ひとつたひ候て、本矢進上致し候由申し傳え候、不休儀は右の通りにて罷り居り候共、何とぞ還俗仕り武家の御奉公も申し上げ候様にと重畳藤兼様、元祥様御意候得共、御心に任せず候處、豊前のつる津御陣の節牛庵様養泉寺へ御首途始め成られ直ぐ様不休事召し連られ候、先様にて不休手筈にも相申し候由に候、夫れよりも差し捨られず還俗の事御意候共、御請申し上げ候へば、養泉寺を隠居仕り御城山に父筑前置せられ候地に、松尾山福王寺と申す寺御立させ不休を置せられ候て、米五十

俵遣わし置かれ候、其の後重畳御意候て、還俗仕り御奉公申し上げ候処、谷上、黒石一円に五十石拝領仰せ付けられ候、此の外にも御心付けなど遊ばされ候由に候、其の後慶長元年高麗式番渡りに諸事都合を不休へ御頼み成られ、其の外を波田半右衛門へ仰せ付けられ候節、田称郷の内五十石御加増の通り益豆州、増野甲斐守を以て重畳恭儀共に御意候へ共、不休申し上げ候は御心入においては恭存じ奉り候へ共、私儀は近年御取り立てにて候、其の上今度の御役目私に過ぎ候、先様の首尾好く帰朝仕り候は其の節の仕儀に寄せ御請申し上げず候、せがれ事もいまだ三つ子の事に候、第一皆々御役の時節と申し旁以て兎角御請へ申し上げず儀共に相極め御理申し上げ高麗へ渡海仕り先様首尾好く歸られ候処、増野甲斐、不休兩人へ石州の検地仰せ付けられ候、大形相調え算用迄相済み兩人右の帳を大坂持ち上り候処、関ヶ原事出来仕り候、左候て御国替えなどにて御上にも、長門にてわずか三千九百石の御身躰に成らせられ候故、石見にての百石以上の者へは長門にて五歩一、五十石以下の者には五歩一の御配りにては相成らず、石見にて五十石の者へは長門にて五十石代役七石、又三十三石三十三石？十四頁参照、石の者へは十石代役七石、又十六石の者へは七石代役五石か様に御配り仰せ付けられ候、此の御手子は宗的、不休兩人仕り候、牛庵様御意に先不休へも惣並に十五石遣わされ候由にて請の地五石仰せ付けられ廿石の辻領知仕るべく由仰せ渡られ候へ共、不休申し上げ候は十石拝領仕るべく候、左候はば十石請の地仕るべく候、五石の儀はわずかにては御座候へ共、皆御一門衆なども小身に相成られ候間、少にても御配りに仰せ付けらるべく由の通り、達て申し上げ五石は差上げ申し候へば、不休は少々仕ためもこれある由内々申し上げ候間、当分は左様にも仕るべく候、いづれも不休は石見以来思し召され候に自余の方へも御はづし成られ度候様に思し召され候共、此の節の儀に候間いづれも時節もこれあるべき様思し召され候由候て、本知十石請の地十石引合式十石の辻須佐郷高山惣右衛門組にて拝領仕り候、其の後慶長八年に内左衛門へ高山高濟組にて又廿石拝領作せられ、本知引合四十石領知致すべく由の通り、御打ち渡し下し置かれ、翌慶長九年に不休は相果て申し候、内左衛門十三の歳にて候、牛庵様御別心なく恭御心入を以て限りこれある所へは兎角御一門衆御同前の様召し仕ら

れ山口への牛庵様御行路の節なども若輩御用にもこれなき者騎馬にて召し連られ、秀就様初て御両国御廻りの節も年頃の衆など差し置かれ、内左衛門事御供頭分牛庵様召し連られ万事御公儀御取り相傍仰せ付けられ候、其の段においては恭儀共多くこれあり候、其の後慶長十二御家中一同に増野宗的へ検地仰せ付けられ候節も、右の四十石五ツ成石にして七十石壹斗に相成り候を九石九斗福田にて御引足候て八十石の辻拝領仕り候、其の後慶長十五年に大公儀より三井検地仰せ付けられ候、其の検地惣様七ツ三步に相調り申し候、又慶長十七年益田又左衛門殿、益田次郎左衛門殿、長井朝兵衛、澄川吉兵衛、増野十左衛門、波田太郎右衛門此の六人へ御内證検地仰せ付けられ候へば、壹ツ成三步石高く候に付て御家来中は御蔵入給人共に六ツ成石に御ならし仰せ付けられ、其の時の石高最前の人十石を忒わり下にして六十六石六斗六升に相成り候、左候て慶長十八年に惣様庄替え仰せ付けられ候、其の時高山より上小川郷の内平山へ知行替え仰せ付けられ候、平山の下地福田の浮地豊に右の六十六石六斗六升に相成り候、是は六ツ成石にして此の如し、其れ故給主の損徳はこれなく候、徳米は兎角四十石にて分高の甲乙迄に候、扨又元堯様御代に相成り候て、寛永弐年大公儀より御断り以後御家中も御組替え仰せ付けられ候、又五ツ成の御検地にて最前の六十六石六斗六升を忒わり上にして又八十石の分高に相成り候所今以て此の如く候事、

五十石は拾五石

代役七石

三十石は十石

代役七石

十六石は七石

代役五石

五十石

大谷伊賀

有隣事也、石州の五歩一にて候へば、十石遣わさる前に候得共、百石以上は五歩一の長門にて御配りにて候、石州にて五十石の衆へ長門にて五石五歩一に御増し候て十五石遣わされ候故、慶長五年の御国替え以後慶長六

年に十五石の御配りにて請の地少しも仰せ付けられず候、其の後御家中高上すくなく候て、十五石衆を高上に仰せ付けらるべく候由にて、五石づつ御加増遣わされ式拾石に相成り申し候処、慶長十二年増野宗のへ検地に五十七石に相成り候時、組頭仰せ付けらるべくと候て高三石御加増、合六十石に相成り候、其の後慶長十八年に内儀庄替えの砌、六ツ成分米五十石に相成り候處、其の後元和五年に廣嶋陣以後、六ツ成にして分米十六石六斗六升加増遣わされ、合六十六石六斗六升に相成り候、又後に寛永弑年熊野究めの節、五ツ成石にして八十石に相成り候事、

大谷内蔵大夫

嫡子大谷市之助其の弟一人これあり、此の内蔵大夫へはお屋方の御城に置かせられ候処、内蔵大夫死後も倅市之助罷り居り候て、市之助廿六歳にて病死仕られ候、其の時市之助子大谷修理事六歳に相成り候故、若輩にて市之助弟にお屋方の城を御預け成られ候後は、市之助弟を大谷備中と申し候、備中子を大谷清右衛門と申し候か、備中申し上げ候は、大谷修理事成人仕り候間丸茂天神の要害を御預け成られ候而遣わさるべく候、左候てお屋方の事は手前倅清右衛門私手継に任され仰せ付けられ下さるべく候、私家も修理家も双方共に八十貫相分の儀候間、此の如く御仕配遊ばされ下され候様にと備中申し上げ候に付き、備中願いの如く仰せ付けられ候故、大谷惣領筋は備中子清右衛門にて候、丸毛天神の要害をば大谷市之助子大谷修理に仰せ付けられ候故、修理事は庶子家に返され候、修理を後は大谷伊賀と申し候、

宗栄様新庄へ御見廻り候節は丸茂に御泊りにて候、新庄より御歸路の時、御少産遊ばされ、丸毛に二・三ヶ月大谷伊賀所に御滞留成られ候、其の節は全鼎様も丸毛へ御見廻り成られ候て暫く御逗留成られ候、切又大谷修理後は大谷伊賀と申し候か、其の伊賀子大谷権左衛門にて候、御国替え以後迄大谷権左衛門と申し候か、又近年、須佐にて此の権左衛門も大谷伊賀に御断り申し上げ候て相成り候、其の後法躰候て大谷有隣と申し候、唯今の大谷権左衛門祖父にて候、当権左衛門左馬政庵此の子権左衛門其の子利兵衛、

大谷備中若名は大谷 太郎と忒説申す由に候事、

五拾石

澄川五郎右衛門

澄川地付の待也、天正十五年迄は三十三石にてこれあり候か、天正拾五年増野甲斐守檢地に石上り五十石に仰せ付けられ本高上に相成り候、夫れ迄は乗懸馬上とて陸にても又馬にても召し仕られ、御公用の時は小荷駄御渡し候て御用の品により召し仕られ候、根本澄川地付の人にて候、御国替え候て道夢へ十石御配りにて、其の後五石請の地仰せ付けられ候て十五石に相成り候処、慶長八年高上すくなく候間、十五石通りの者へ五石づつ遣わさるべく候間、馬を持ち候様にとの御意にて五石遣わされ候、本知行合廿石に相成り候、然る処に慶長十式年増野宗的檢地の時、五十石改めに相成り候てこれあり候を、拾石御引足候て遣わされ組頭に仰せ付けられ候、其の後熊野檢地に八十石に相成り候、道夢父は澄川備後と申し候、大谷平衛、糸賀与兵衛など申され候も、備後代迄も乗懸馬上と申す座にてこれあるの由申され候、御改め先迄は忒拾壹石通りと申す衆にて候事、

五十石

小河内五郎左衛門

吉川衆にて候、宗栄様安藝の新庄姫山より益田元祥様へ御祝言の節御供仕り候、其の外浅枝惣右衛門、栗栖二郎左衛門と申す侍兩人召し連られ候、御仲間には繁沢二郎兵衛様御弓の人親おこら親弥七郎と長井与左衛門母の親五郎右衛門と申し候て忒人召し連られ候か、御祝言前に廣家様へ藤兼様より仰せ進められ候は、是で祝言に誰そ一人御付け成らるべく候、左候はば小河内五郎左衛門を御付け候て下され候様にと存じ候、此の中別して申す談に候間、申し上げ候と仰せ達され候へば、こなたよりも小河内を御付け成さるべくとの御返事にて候、内々藤兼様思し召され候は限りこれある者共御付け候にては、こなたにて苦敷成られ思し召さるべく候間、小河内は陸の者にて候条、こなたへ参り候はば馬上に仰せ付けらるべく候、左候は彼の者も本望たるべく候、第一廣家様小前御預りに付いて、石州なと廻り御 月に参り候て、別して御心安御入魂の者に候間、仰せ請られ

度候由にて右の通りに候、左候て其の後こなたにて五郎左衛門はけんか仕り候て不仕合にて牢人仕り候事、

五拾石

山崎利兵衛

石州にて一先式十壱石知行持ち候処、天正十五年増野正庵、宅野不休へ檢地仰せ付けられ候節、大分上り申し候故五十石遣わされ候高上に成され候て、其の上は上俵仰せ付けられ候、此の五十石拜領は天正十九年の暮より惣様同前也、夫れ迄は陸侍にて候、此の利兵衛祖父山崎丹後守に益田上総殿は仰せ付けられ候、其の趣は益田伊豆殿田称六郎座論に付き、上総殿、六郎御生害成られ候節也、八郡の儀にて候に、益田上総殿ははや御盃預載候て罷り出て御盃を頂戴仕り候時節、御酌早川太郎右衛門にて候か、彼の者うけ様にて御銚子を六郎へ投げ付けそのまま脇差を抜き置付き候て打ち申し候、左候處上総殿二の間に伺公候て罷り居られ候か、細刀を抜き放ち私をば田称同罪には如何と申され候其の節、益田下野殿同座に伺公にて候か、上総殿御未鍊の御ふるまひにて候、同罪に仰せ付けらるべくと思し召され候はば御方何とも存じ候共叶い間敷候、田称殿は此の度に限らず御当家に対し不義の人にて候故、右の仕合に候、御前にて前代未聞の御さばきにて候、早々大刀を御納め候へと申されに付いて、そのまま太刀を鞘へ納め申され候と、別に山崎丹後御次より踊り出どつと上総殿を付き申し候、即時とどめを指し申し候處に、藤兼様いまだ御部屋住みにて候か、益上総殿弟益田助二郎と申す同代の荒者これあり候、御部屋にて暮を打ち罷り居り候か、御殿の物芯を聞き、御次へおとり込み申す所を、寺戸備後に抑え付け置かれそのまま首を打ち落し申し候に、三尺余の刀を抜きはなち申し候、當侍所にて打ち申し候由候事、

此の山崎利兵衛筋は只今の関治左衛門也、後又山崎と号す、

石州口出陣日記

慶応二年丙寅六月十四日、長州軍勢の内第四・三番中隊周防山口瑠璃光寺出陣。同日夕方阿武郡生雲寺着陣、六月十五日終日滞陣、六月十六日出陣嘉年村着、同夜七つ時(四時)出陣石州銀山料飛地の畑が迫、堀藤十郎方へ着、幕兵の様子相尋ね候処、津和野城下に、幕兵軍目附長谷川久三郎同勢三十人ばかりにて、滞陣いたし居り候段相答え候に付き、それより津和野城下へ出陣致し領主亀井公へ長谷川久三郎始め同勢の内、表立ちの者十人召し捕り、小者は追放申し付ける可く旨伏者をもつて申し遣わし、左もこれなく候えば、一戦に津和野城を攻略す旨の処、伏者えの返答は承知の趣きにて、長谷川久三郎始め十一人生捕り差出し、小者は追放致し候。直ちに右十一人請取り防州山口鴻城へ差送り候。

それより亀井公は降参に相成り候。長州幕下御分家同格式なり。畑が迫へ帰着、堀藤十郎へ金談の儀申し付け置き候。直ぐ様嘉年村へ帰陣、六月十七日滞陣、六月十八日朝六時出陣弥富全柳寺を経て、小川村と申す処にて養兵。同夜九つ時(0時)出陣津和野領横田村へ着陣養兵、六月十九日より二十一日の夜中まで滞陣養兵す。

六月二十二日夜八つ時(二時)出陣、浜田領益田後町と申す処二・三百軒これある処およそ十四・五軒焼失、これは、浜田・福山両軍勢より火をかけたるものなり。これは敵方本陣要害のためなり。此の所の万福寺は浜田・福山両本陣なり。長州勢南園隊、精鋭隊の二隊並びに清末隊、須佐北第一大隊の二隊相交わり、都合四手にて小銃を以て撃戦、そのうちに精鋭隊一手にて切り込み候処浜田勢の先陣、家老片岡弾正同じく松倉丹後の軍勢を攻め打ち致し候処、既に敗走す。もつとも松倉丹後は馬を乗り捨て、鎧・甲も脱ぎ捨て山中に逃げ入る。大身家老の身でありながら、草履取りの喜八と只二人見苦しき体となり、浜田城へも歸られず、一両日山中の百姓家に隠れ居る。既に切腹と覚悟を決め候処、種々なだめ切腹を止め、喜八一人浜田城へ歸り此の様子を極内分にて相

窺い候処、上向も格別無き由に付又山中にもどり、松倉丹後へ右の通り申し上げる。松倉丹後も漸く五・六日ぶりに浜田城へ歸陣の由なり。

又浜田付きの幕兵軍目付、三枝刑部馬上にて逃げ出す処を、須佐小隊司令増野勝太の銃に打ち落とされる。ここに山本半弥と申すもの、浜田藩中にて幕兵軍目付へ添役とてありしが、三枝刑部打死を見てすぐさま切腹致し候由。

浜田勢の内、番頭岸源太夫・川嶋安太郎を始め、六・七人打死、手負い一・三十人ばかりの由、又福山勢先陣の内、三浦近雄と申す者、槍にて敵三人突き殺す。下宮次右衛門と申す者、長刀にて敵を青田の中へ追い込み、二人を切り伏せ六人手負い致し候。此の福山勢二人は、無事にて福山公本陣石州銀山料小恵村へ歸陣致し候由。福山勢打死の人名は、百々忠右衛門、徳川馬之助、三浦文左衛門、瀬尾八十助、堀越庄左衛門。手負い凡そ四・五十人ばかりの由。

福山付きの幕兵軍目付け、山岡十兵衛既に敵中にて**打死し**処、福山勢救い出し、漸く逃げ延び相成り候由なり。紀州勢は、眼前味方の敗軍、浜田・福山の両勢苦戦を余す処にして、一戦にも及ばず敗走す。これにより総敗軍となり長浜辺りまで引き退く。同日夕方長州勢は、諸軍敵の部隊を追うて、下田津村の浜辺へ着陣、六月二十三日より同二十九日まで滞陣養兵す。**七月曉七つ時**(四時)出陣三隅町へ着陣、此の所にて紀州勢の兵糧六・七十俵、外に武器、諸品分捕り致し候。

同所鎌手峠と申す処へ長州勢より関門を相建て滞陣、七月二日より、同十一日まで養兵、軍評定これあり、此の所間道多く、諸口へ斥候として、重田三郎・玉井為吉兩人差し出し候処、仁王門と申す処にて、夜半頃敵方浜田の賊兵と見え、四・五人青田の中より、鉄砲を打ちかけ候処、重田三郎の左足を打ち抜き候なり。相斥候玉井為吉肩に引きかけ陣所まで連れ帰り候。直ぐ様病院へ差し遣わせ、保養致し候事。

七月十二日、三隅町を出陣、猪野村と申す処へ本陣なり。此の所津和野領にて、三千石これある所なり。

七月十三日朝七つ時(四時)遠見のため、十人ばかり出陣して那恵村と申す処の酒屋へ着。此の家にて盆の団子を出しければ、我輩軍中珍しく十分に食う。それより小高き畠より、遠見致し候処、敵兵の陣所は周布村、日無村辺へ紀州勢の台場あり、同勢凡そ五千人ばかり相見候。長浜福山勢凡そ二千人ばかり、厚田村の浜田勢千人ばかり、内田村の雲州勢凡そ三千人ばかり、都合一万千余人ばかり、外に夫人足共に凡そ三万人ばかりなり。那恵村より内田村まで凡そ十四・五丁ばかりこれあり、中に流水川あり、朝五つ時(八時)頃まで遠見して居り候処、内田村の雲州勢の陣所・家老大野舎人の手より大砲を打ち出し候間、我輩十人ばかり麻畑の中へ隠れ、又は現れ駆け引き致し候処、大砲五・六発打ち候なり。それより十余丁ばかり脇道へ引き退き、小山の陰に行きて大砲の氣遣いなき畠の中に四・五人現れ出候処、敵兵凡そ百四・五十人ばかり槍を持って馳せ来る。これを見るや一同は林の中より、小銃にて早打ち致し候処、敵兵、林の中には槍は十分使われず、引き退かんとする処を敵兵二人小銃にあたり、即死す。手負い五・六人もこれあり、敵兵一同に敗走いたし己の陣所に引き退く。味方は無事にて山伝いに羽根村と申す所まで引き退く、此の間内田村まで一里ばかりなり。夜半過ぎまでも大砲の音止まずなり。

七月十四日未明に出立、猪野村の陣所まで帰隊す。同夜天満宮の社にて、軍評議をいたし、軍師の指図により、七月十五日朝七つ時頃出陣、久組村まで出張、六つ時頃より大麻山へ攻め登る。長州勢の内、第四・三番中隊、精鋭隊二手並びに、須佐一手大砲隊一同に、大麻山の裏道三方より静々と太鼓を打ち鳴らし攻め登る。大麻山の中程に百姓家五・六軒あり、此の処に敵の伏勢の有無を相窺い、小銃にて頻りに打ち懸け見候処、案の如く敵の伏兵これあり、ばらばらと踊り出、頻りに鉄砲を打ち出し、双方互いに激しく打ち合い候処、敵兵叶わずして逃げ出し大麻山の頂上へ逃げ登る。次いで右の百姓家に至り見候処、各家男女一人も居らず、皆山林に逃げ隠れ、その中に小さき百姓家に病人の老母と二十才ばかりの婦人二人、床の下より出て老母の病を助け居り候様子、至極哀れに相見え辛い候処、母子共に涙を流し大いに喜びたり。其の座に有りし、浜田勢の朝飯、酒肴をその俣供

応し、酒の爛など致して取り持ちけり。十分飲食中の処へ、山の上より敵兵鉄砲をばらばらと打ち懸け候間、長州勢一同に百姓家を出て、大麻山上へ攻め登らんとて道無き谷は松を伐採して道となし、味方の勢四方八方に別れ、一同に鯨波の奇声を上げ攻め登り小銃をもって打ち合う。

尚又大砲三挺ほど発砲し追々に近づき、大麻山の御堂に二発打ち込み候処、御堂の屋根開き候。これに驚き寺院の法印を始め、僧達皆々逃げ出し山林に隠れ行く。この騒動に人足の者共も、一番に逃げ出し右横左横に大麻山を逃げ下る。これに誘引されて浜田勢の松倉丹後は、先日益田の合戦時分より、未だ臆病神の離れざるか、大いに騒ぎ立ちければ、千二百人の同勢我先にと大麻山を馳せ出し、取る物も取りあえず敗走して、周布村さして逃げ下る。

その時に大麻山へ捨て置きし、分捕りの品は、兵糧米三百俵余り、酒樽三箇、鯉節の樽入二箇、沢庵漬五箇、その外梅干類品々山の如く、味噌、醤油、大豆、蠟燭等、其の外蒲とん、蚊帳、着物類、草鞋等に至るまで、又武器は、大砲・槍、長刀、乗馬二頭、その外夥しく打ち捨てこれあり。これらを相改め寺の蔵に入れ、封印致し置き候事。

法印始め僧達も追々山林より出で来り、地に平伏して命ばかりは御助けと申されける。法印は美若僧にて、涙を流し改まられける。至極哀れに見えて気の毒千万なり。見るに忍びず、軍事に僧等は咎めなし、安心致され候様申し聞かせ候処、大いに喜び、浜田勢の捨て置きたる。飯・酒肴を自ら取り運び饗応致され、おかしき事どもや。

浜田勢の陣小屋を行き見れば、陣釜七つ八つに、飯もひつに取りかけたるもあり、生魚の肴もあり、その外食い物類沢山。寺の御堂に行き見るに、只今浜田勢の朝飯時分にて有りし模様にて、飯酒肴類その俣にして、取り散らかし長州勢は思いもよらぬ馳走に合い、軍中の事なれば十分に、酒を呑み飯を食い暫時養兵す。

それより大麻山を攻め下り候処、二・三十人の人夫と見えて、すぐさま生捕り、相調べ候処、家老松倉丹後の

命を受け、大麻山に登り、兵糧を取り帰れとの事にて参り候処、長州様御勢いに恐れ山林に隠れ居り候と申すに付、其の方共は用にも立たぬと言ひ捨て、皆々追ひ拂ひ候なり。

浜田勢は散りじりに敗走して、周布村の紀州勢の陣所へなだれ懸ければ、紀州勢大いに騒ぎ立ち候故、浜田勢は直ぐ様長浜まで逃げ退き、福山勢と陣を並べて居りたりける。長州勢は此の日、大麻山の麓、田はせ村と申す所へ陣取りす。

七月十六日九つ時(十二時)頃長州勢より、斥候を出し見聞致し候処、紀州勢は周布村正徳寺へ籠もり居り候様子。よつて、長州勢の内第一大隊、第二大隊、南園隊をもつて、周布村の山続き古き城社の横合より、大砲を砲発し、鯨波の声を一同にあげ攻め入り候処、紀州勢の先陣、安藤飛弾守の手より大砲・小筒打ち出し暫時戦争致し候処、長州方にも手負い少々これあり。紀州方には打死三人、手負い十四・五人これあり候。紀州本藩の陣よりも少々大砲打ち出したれど所詮叶わずと思ひけん、崩れ立ち候処、安藤勢も一同に崩れ出し、大砲も打ち捨て総敗軍となり、長浜あたりまで引き退くなり。長浜は大麻山より引き退き居る浜田勢と福山勢と一同に相なり、先日益田の合戦に、福山・浜田両勢難儀の戦い既に敗軍に及ぶ処、紀州勢は後陣に居て、先陣の難儀なる合戦を余す処に見て、長浜まで早く引き取り候故、福山・浜田両勢は大敗軍と成り候恨みもこれあり、紀州勢の逃げ帰るを見て、槍刀にて五・六人打ち果たし、返せ々と大勢にて追返せば、紀州勢は部所えも逃げられず、前には長州勢が攻め来たり、これには紀州勢も進退極まり詮方なく、取つて返し長州勢と暫時合戦打ち合い候。長州方は西洋製の小銃にて、玉のあたりも強く、間数も遠く行き有利なり。その上長州勢の兵は兼てより、九死一生の勢いなり。紀州方は、鉄砲日本製の筒故に、玉行の間数も短かく始終打ち負けの状態である。その上紀州勢の人々は、九生一死にも至らぬ戦場に死を厭い候故、大軍と雖も長州軍より打ち出す玉の中を、槍刀にて突き進む兵もなく、察つするに紀州方大軍と雖も鉄砲方は割合少なく、長州軍は少人数と雖も皆鉄砲持参なり。所詮叶わず敗軍となつて大崩れに相成り、長浜の福山・浜田両陣所の中へ再びなだれ懸かる。長川勢得たりと、頻りに

追い崩し、三陣ともに防戦叶わず、総敗軍となり浜田城下へ逃げ退く。

紀州軍は此の日、江津まで逃げ退く。長浜総敗軍の時、内田村の雲州軍もこれを見て退却す。雲州軍は兼てよ
り、蒸気船を一艘浜田港へ浮かへ置き候間、早々乗船の様子なり。幕兵の陣所は長浜を総本陣として、大麻山・
周布村・厚田村・内田村へ浜田・福山・紀州・雲州軍出張致し居り候事故、本陣の長浜総敗軍に付き、今は一
人も戦うものこれ無く、幕兵の残した兵糧米・味噌・正油、沢庵漬・梅干・蠟燭・武器は大砲・弾薬・弓矢・鉄
砲・鎧・甲その外山の如く捨て置き候を悉く分捕り致し候。此の所へ暫時、長州軍は陣所を張り養兵致し候なり。

七月十七日未明より、東の方角何となく騒がしくこれあり、不審に思い候処、浜田城並びに家中堀内残らず、
自ら放火の体に相見え、煙は天に立ち登り落城の模様これあり候。

七月十八日、浜田城主始め、奥方姫君、側近の主従十四・五人雲州勢の蒸気船に乗り込み、出雲の国大社の浜
に着岸、それより追々松江城に入らせられ候由。其の外浜田の家中一同は、船又は陸路にて、老若男女先を争う
て、住み馴れし住居を捨て、哀れと言ふも余りあり。その中にも産婦は道中にて子を産みし婦人二人までは聞き
しなり。持病の人は、道路に伏し死するもあり、船に乗るとてうろたえ海へ落ち込み、死したる人もあると聞く。

幕兵軍大敗軍にて、混雑一方ならず、後よりは長州軍の追撃あり、我先にと先を争い、右横左横に縦にもんで
落行く有様は、言語同断の事態なり。総敗軍の軍勢凡そ三万人の大勢にて、国々の軍勢入り乱れ、主従の離別、
主人は家来を失い、家来は主人を見失い我先にと後ろも見ずして散乱敗走す。宿陣も出来ず、落行く先は江津・
温泉津・大森宅野辺りまでの道中は、野に伏し山に伏し、二度の食事もままならず、道端の畑物・芋・大根類を
生にて食す有様なり。中には思い寄りに旅宿を求め、一夜明かすといえども、一宿の飯料金壹歩、或いは三朱、
草鞋一足代銀八十、九十・百文、或いは月代賃百文以上。人足一里の貸銭五百・八百・一貫文、これに心して諸
品は高値となり、飯料・人足の代わりに武器・乗馬などを遣わす人もあり、尤も東石州に至り、大田・鳥井・波
根辺りの駅所は、浜田より遙かに隔たり、一国ごとの軍勢の行列も備え相立て候え共、兎角後より長州軍の追い

来る風聞これあり、折角宿陣に相成り候武者も風聞に恐れ、只今旅宿に上りし人も、俄かに出立に相成り、又は逃げ去るもあり、宿主も混雑に取り紛れ客人を見失い、飯料も取らず損をし迷惑至極である。

幕軍目付衆等、出陣の時分は大いに威張り、国々寺方或いは大家の宿を本陣にし、幕を張り高提灯を揚げ、門には盛り砂をなし、道路の掃除き等、国々宿々御料所・私領ともに馳走に奔走し、先払いの村町役人は御機嫌窺い大方ならず念を入れ候事であった。此の度は浜田落城総敗軍にて、目付衆も誰も敬う人もなく、濡れ鼠の如くなり、それと知る者もなく、雑兵・人足の中に交りて、落武者となり哀れと言つても恐るべし。

七月十九日、長州軍早朝より浜田へ出張、最早浜田城並びに家中の家屋は残らず焼失に及び、敵の軍勢も落失、城下町は鎮火の状態なり。七月二十日養兵す。落城後に敵方の兵糧米凡そ三千俵余り。武器は大砲を始め、宝蔵の品等分捕る。これ等の品は、それぞれ役係りにて取り締まり置くなり。

七月二十一日、長州軍先陣より、次第に繰り出し江津へ出陣す。

七月二十二日、長州軍の内須佐大砲分隊の手勢は温泉津へ出陣、二十三日より二十五日まで滞陣養兵致し居り候処、石州銀山料、大田より早馬にて、恒松清次郎と申す者罷り越し申すには、此の節石州銀山料代官、隅田三郎右衛門殿は、去る七月十九日の四つ時、急に大森陣屋立ち退きに相成り候。浜田落城に及び、引き続き銀山料陣屋にも、定めて長州方より軍勢差し向けに相成る節は、代官職分にては、防戦の儀はもとより叶わず、職分請持役の書類等万事片付け、銀山付きの諸役人を引き連れ、大森陣屋を打ち捨て先奔に相成り候次第已むを得ぬ事に候。右に付き暫時銀山料を守る司令これなく候。

当時米穀並びに、諸品高値になり、一統困窮の時節柄、百姓ども我意を企て、七月二十四日より一揆起こり、村町方富家を毀損し、又は焼き払い言語同断の事に候。これを鎮めるに庄屋・年寄・村役人等の及ぶ処でなく、一刻も早く長州様の御手を以て御治め下され度との願いの筋至極尤も大事に付き、長州軍勢役頭評議の上、先づ百姓一揆取り鎮めのため、軍勢の内より少人数罷り越す都合に致し候。又石州銀山料元陣屋より、川北・能谷と

申す町役人出迎えのため、長州陣所温泉津へ来り候。

七月二十六日、長州軍の小隊、大森を通り大田町へ着。然る処一揆は増々盛んに相成り、銀山料村々次々に相集い人数は次第に大勢に相成り、人氣も弥増し荒々しく相成り、追々諸方に広がり富家を「こぼち」或いは焼払い、煙は所々に天をこがし、甚だしきに至つては富家の主人を竹の槍にて突き殺すもあり。長州軍は、五人・三人の組を手分けし治安に奔走す。元来訳の分からぬ百姓一揆なれば、或いは武を以て脅し、或いは慰め人命を損しぬ様にと心を尽くし、漸く荒方治める事となつた。

二十八日頃より、浜田・江津長州本陣より出張に相成り、銀山大森を本陣とし、大田えも出張所を構え、諸方村方えそれぞれ手分け致し、一揆乱妨の後治め方差函致し、村町諸役人庄屋へ申し合わせ、万端銀山料粗まし取り締り致し候事。

雲州軍の内、家老神谷源五郎の軍勢四・五百人にて、雲州境銀山料波根村中山と申す要害を盾に取り、宿陣を構え罷り在しが、百姓一揆最中に、何時となく雲州国内へ軍勢残らず引き退す。

この時期、大田町人共の風聞に、長州様軍勢大田御出張の御人数至つて少なく、万一雲州口より幕兵攻め入り候節は、長州軍勢少人数にて、如何様に勝利なさるや、幕兵入り込み大田町を焼払い候も斗り難し等申し、家財・衣類等近在に運び預けるなどいたし、店方は売物を近在へ預け、日用の買物に諸人は相困る状態なり。この様な町民の不安に応える為、大田町並びに近郷在々、海辺までも触れを廻し置き候て、九月一日、大田町近辺加土と申す所にて、一小隊の兵を以て、激しく小銃早打ちの訓練を実施見せたる処、見物の者共は此の訓練を見て、安心致しこの様な軍令・訓練は始めて見物致し候、万一幕兵の勢何万人来り候とも、長州軍の負けはこれなく候と申し合候。

実に此れまで、益田・大森山・周布・長浜の合戦も皆々長州軍の御勝利はこもつともなりと。尚又広島口・豊前の国小倉口、三箇所ともにご勝利風聞の通りなりと大いに喜び候。

翌日より店方は店を聞き、売買を致し尚又家財道具、衣類等近在へ預け候物も追々取り返し、町の活気を取りもどし候。

大森銀山長州本陣の役頭、高洲正吉は、越境趣意書なるものを認め、銀山料・村々・町々へ配布す。これは、下方民の身の治め方、家の治め方又は当時の世の大勢等を内容としたものである。

想えば、我等当夏六月十四日、山口瑠璃光寺より出陣し、他の長州軍と協力しながら、幕軍を追撃し、石州銀山料大田の駅まで出張、相守る事八月初旬より、九月中旬に至りて交代に相成り、大森長州本陣まで罷り越し候。諸方出張の長州軍は勝利を始め、追々軍事を解き、元の所属へ帰隊し養兵する事となった。

以上作者不明のまま終末となっている。案ずるに石州口参謀、大村益次郎(前の村田藏六)・直目付役・杉孫七郎・軍監参謀を兼ていた瀧弥太郎等の南園隊に所属していた者であると思われる。

石州口益田における北第一大隊須佐兵の活躍振りは、先の温故に掲載済みであるが、須佐兵が大森銀山又は大田町までも追撃した事実はあまり知られていない。最近伊藤家文書の中に石州大森陣所の土谷助五郎より唐津伊藤百合榎あての親書を発見した。その写し左の通り。

乱筆御免

寒冷の節に御座候処、弥いよいよ以後御家内様御揃被成、益々御勇健に御暮被成の由、珍重の御儀に不なまめ斜奉 賀候へば、私儀も無障石州大森永泉寺と申す陣所にて所勤仕つかまつり候、乍おそれながら惶御安意可被下候、然者須佐半大隊大森根陣として大田と申処弍式小隊台番兵として出張致し、大森より二里八丁、かわい村と申す処弍伍台番兵として罷越申候、大田より波根村と申処弍伍台罷越申候、只今にては誠に事雲重に相成申候、実は雲州辺も至りて御輪体の趣と相見え申候、上国の模様も何たる様子も御座無候、大にあんじ居候

追々寒さ弥増相成申候処、随分寒さ御要心肝要の御事に奉 存候、幾重も御家内様如 此御伝言可被下候様に奉 希 候

恐々謹言

助五郎より

十月六日 百合槌様

尚々御要心專一の御事に念じ上候、私方親父えも宜敷様に御伝言可被下候くださるべく、早々以上、かえす／＼世良之進様も御無事にて処勤相成申候、早々

尚参考までに伊藤家文書による、廻達事項を記す

六月九日、伊藤百合槌、右大砲遊撃隊に仰せ付けられ候との御沙汰これあり候事

六月十四日夜廻達あり、出張の沙汰書

一、明十五日惣出張仰せ付けられ候に付き、四つ時(十時)までに各屯所へ籠り出でられ候事、土谷仁兵衛・土谷五兵衛・斉藤弥三八・伊藤文作・土谷助五郎・伊藤伴藏・坂本亀八・土谷惣兵衛・伊藤喜代槌唐津より以上九名が出張した。但し伊藤百合槌は病気の為十五日の出張を断念した。

伊藤家文書より

不思議な湊の由来

長門の海岸に沿って一歩石見に入らんとする須佐村の在に、まてかた 鯉潟まてかたと言うちよつとした帆船の碇泊場がある。

今はそうでもないが十数年前までは絶えず幾艘かの眞帆片帆の大船が出たり入ったりしたものである。

昔、此の処には不思議な習慣があつて、此の港へ一旦入港した船はイザ出帆となると必ず此の里へ古くから祀つてある神の許しを得ることとなつていた。

それで船頭は神前に額づいて、そこで自身に出帆の可否を米なり、真砂なりで占う。

こうして神の許しを得て出ていった船は忌わしい難船など不祥な災害に遭遇するという様な事は決してなかつたが、若しこの神許を犯して許しのなかつた日に押して出た船は、きつと航行中何かの大災に出逢つて、悲惨な最後を遂げなければならなかつた。

また一度この神を嘲けるとか罵るとかして出船すれば、どんなに焦つても船はがんとして港口を動かかなかつたものだそうだ。

つい四十年ばかり前にこんな不思議なできごとがあつた。

どこかの帆船がこの地に始めて入つて、自分の船に入用な水・炭などを十分積みこんで、ドレ出帆という夏の澄み切つた夜の海はドヨリドヨリとして風さへ出船を送つて吹いてという極めて出帆には絶好の夜だった。

他にも数隻の船があつたが何れも何れも例の神許を得て、おのおのが涼しい夏の海面を走つて出ていった。

白の帆が暗い沖に消えた頃、後に残つたこの船は「神籤もクソもあるものか」と云つた調子で碇の音も威勢のよい船唄に引揚げられて、ネズミ色の帆は夜吹く風に心行くばかり風をはらんで港外さして船出した。

ふしぎふしぎ船は僅かに致十間を出た港の口で、青い水面に音もなくガツシリと噛みついて押せども漕げども動けばこ

そ。船頭は声をからしてソレ帆を、船を櫓を漕げやと船中を馳せ廻わって狂気のようにになるが船は沖の小島のようにゆるぎもしない。

ただ動くものは船の上の人と油のように流れてくる波にゆられて「ラ」「ラ」と漂い写る白銀の月影ばかり、十分二十分とときは一時間もたつたが船は平気で身じろぎもしないで波を枕に眠っている。船頭を始め船の人は今ははや精も根も力もつき果てて船頭は、船員一人連れてテンマに飛び乗って「オイしつかりヤレ」と船を陸へ向って櫓寄するや、息せき切つて神前へと馳せ着け、そこに彼は青い顔を地面に摺り付けて祈願を込めるのだった。

やがて彼は静かに顔をもたげてそしてそこに盛り上げられてあつた真砂を五ツ六ツ手にして占った。そして彼は月の明りに手の中の石を眺めて、ホッと安心の息を洩らして「丁寧にもその真砂を懐中にしまつて幾度となく神前に額づき夢中に汀をさして走り、小船を本船へと急がせた。

船頭を迎えた船員等は声を揃えて「親方々々船はまだ動きませんで」と声は沈み切っていた。「ソウカ野郎共、彼の森を拝め」船員等はそこへ座して指さされた森の方へ向つておごそかに拍手を打つて伏し拝んだ。

森の上には半月が静かに明かるかった。

船頭は片手に懐中の真砂を押えて右の手に舳櫓をおもむろに二ツ三ツ押した。船員総掛りで一時間余りも焦りに焦り、もがいてもびくともしなかつた船が片手押しに二ツ三ツ押された船頭の櫓で「ル」「ル」と動いて帆は風を一杯に含み、一字にスルスルと港口を出て行つた。折柄の涼風であつたから素直にこの地を出た船は、第一の目的地に着くまでの間で遭難するようなことは決してなかつたさうである。

ア、不思議な港、不思議な神、この不思議な湊にあるこつした不思議な神は果して何か、魔神か霊神か、はたまた邪神か……

浄蔵貴所…鏡山講社…と言へば大方の読者諸氏の中にはさうか分つたと膝を打つ人もあるだらう。

不思議な湊の不思議な神とは即ちこれなのだ……浄蔵貴所なのだ……。

この神霊は今より九百五十数年の昔、康保元年甲子の十一月二十一日鯉瀉の海辺を四・五丁奥に行った所に、奇岩・怪岩の覚々たる霊山とも云うべきうっそうとした森の山に、今は苔むした墓石の傍に立派な社を建てて祀ってある。

社は先年の神社合併の際にその教会たる鏡山講社に合祀して今は墓石のみがある。

さてこの浄蔵貴所は、実に彼の日蓮にそっくりの点がある。

日蓮はそうでもなかったが、この浄蔵貴所はやんごとなき御方で父君は諫議大夫殿下清行公で母君は嵯峨天皇の御孫君に当らせられ第四の御子である。こんな高貴の方がどうして鯉瀉など云う辺鄙な地に生を終えられたのだろうか。

そこに至った経路に始めて彼の不思議な人として今も大さわぎしている日蓮に劣らぬ不思議があるので、神と祀られる教会を建ててに至ったのだ。

日蓮は或る時他宗の僧と法を競うて、数日数夜松葉が庵りを出でて湖辺に断食して降雨の呪願をして大雨があったことは、今に名高いことになっているが浄蔵貴所も亦、これと極めて似た降雨の祈願を競い己が徳を挙げんとしたの神願だった。

浄蔵貴所は、天曆七年(九五三)時の天皇のお召に応じて僅か一昼夜の祈りによって四ヶ月間の大旱魃を潤したので、その法の上から云っても意味あいに於て大方の経歴がある。又歴史に有名な彼の逆賊平将門を降伏せしめ、時の帝の御宸襟を安んじ奉って天下の大平を祀わしめる等、数々あれば、実に不思議と不思議の法術を以て巡り合わせられた一生が如何にも波瀾に富んで居る。

曲折に曲折が重って居るがそれ等の委しいことは後日に譲って、ここは只鯉瀉に落ちつかれた所をのみ記して置こう。

浄蔵貴所は全国を巡廻すること二度でその三度目に心的(?)に行かれた出雲を出て須佐の高山に志し、この山また意に充たず康保元年(九六四)霜月の夕の幕が山々を早めて、霜枯れの風がヒシヒシと身に染む山道を救へ行かばやと須佐を後に

幾十町かの海拔数十間の山間の路に、腰打掛けて見るともなしに暮れ行く冬の荒れ海を彼方此方と眺め居られた其の眼にまことに美しい華やかな一点の光明が入った。その神々しくも瞭かな光線は一直線に闇の道を照らして例えようもないゆかしい香りが漂うて来た。

浄蔵貴所は此の神々しい光とゆかしい香りに、身も心も晴々として行くともなしに足は已らずとその光明を辿って、道なき藪も木の間も湖を走る船に乗れる心地にて上り又下りして、上り着かれたのが鯉潟の奥ましたる霊山であった。

大八洲国は広けれど此の地こそ吾が霊を止むる地なれと、遂にその夜半数条の美光を放ちて上天された。時に七十四であった。

黎明に此の霊光を認めた鯉潟の土民等は御山に馳せつけて、墓石を立て後には社を建立し最近には須佐の町に教会さえ出来た。

信徒は数万の多きに達し不思議の湊の由来は日蓮以上と云われるが今須佐村の者は自分の村を飾る歴史を知るや知らずや歴史を顧りみるものもない。

却って他村や他県から今もはるばると参詣する者がまことに多い。

付記

この記録は鯉潟地区に伝わる物語で、昔からの伝承をもとに大正末期に書かれたものと思われる。

鏡山神社由来記

緒言

- 一、本書の年表は神武天皇御即位の歳紀元元年辛酉歳より起算す
- 一、各月日は旧暦月日なり
- 一、時刻は往時の時刻にて十干十二支なり
- 一、京都八坂の塔の記録は東寺竝に同所庚申院に記載しあるものを調査の結果確認す
- 一、御子息御二人の事に就いては詳細記事は見あたらず京都府下に現在續き居る共語られたれど現住所不明
- 一、本書は安政四年五月よりまで鯉かた坂本家に傳る復寫由来記を基に調査記載す
- 一、安政四年は当郷領主益田氏實弟宮事を奉職在勤中の年なり
- 一、現在せる黒塗三寶に神社の定紋と益田氏の定紋とあり御塚寶錢箱共同年なり
- 一、年代は筆者於て調査記載す
- 一、御師は天台宗玄照法師なり
- 一、御名は法華經第二十七本事品中の二皇子淨藏淨眼の二子の一名淨藏と同名にして日蓮大師日く妙法具示なるが故に人尊く人尊が故に所貴し繹氏の靈山虚空弘法の高野山日蓮の大石寺等の如し
- 一、最後の御誓願にいたりては本土に名僧善智識数多けれど弘法大師淨藏貴所大明神日蓮聖人の外是を見ず畏るべし尊むべし
- 一、神威赫々たれば神罰も又嚴然たり

- 一、奉仕者の歴代に就いては他日稿を新にす
- 一、逸脱粗漏の点あれば他日修正の為御忠言を乞ふ

仰感俯愧して書寫す。抑も吾が神道、鏡山本社の御齋神淨藏貴所大明神之尊靈と申し奉る。

其の基を尋ね奉るに、諫議大夫殿中三好清行公の第八の御子にして、母君は人皇第五拾貳代嵯峨天皇の孫姫君也。御母一夜其の腹中に名劔を呑むと夢見給ひて懷妊し給ひ、宇多天皇の御宇紀元一千五百四拾七年仁和三年三月八日、目出度御出産誕生し給ふ。

時に産屋に光明輝き名香薫じたり、御年四歳にして、千字文を讀み壹を聞て拾を知り給ふ、御曾父寛平法王いたく其の叡才を愛し、総ゆる学業を修受せしめ給ふ。御年七歳出家を望み給ふも、御父清行公の曰く、汝出家を遂げんと思わば一つの奇瑞をなすべし、然らずんば汝の望は叶ふまじ、とあれば淨藏曰く、嚴命いかでか背くべきやと、頃は彌生の神の処所の梅の花盛りなり。

淨藏外戸面に出立ちて、天に向ひて秘文を呪へ給えば、天人降臨ありて、梅花の一枝を折りて来り御父殿中公に献じ給へば、御父感涙を催し口を閉て御わしける故、止む事を得ず、天台宗叡山に出家し給ふ。

約拾伍年御修業、夫れより諸所の勝地に詣で、萬事を御修練ある。或時熊野に参詣の折熊野川にて洪水に逢ひ給へば、天人来りて船を寄せ川を渡せり、不思議に思召給ひて、向岸に着きて振り返り見給へと、船も人も見え、基より呉竹の道に通じ給へば、其の奥儀をも極め給ふ。夫れより次第に練成し給いて、遂に天文易道殿西法文章通せずと云ふ事なし。中にも修行を續けて呪力顕揚たり、其の頃毎年七月十五日都にて速い角とて法力をたたかわしむ、僧あり釋の種人と云ふ人有り、是も又神力拔群にて淨藏と同じく出場ありて、淨藏先に石に對いて持念せらるるに、石自ら踊り飛び廻る、種人又持念すれば石坐りて動かず、二人して持念するに稍寸時有りて石中より砕けて二人の所に飛び来る、神変不思議に思い視る人肝を驚かすばかりなり。

延喜帝御腰を痛ませ給ふに、浄藏加持し給へば忽ち御病平癒し給へり。是に依て御袈裟を下し給へり、時に浄藏袈裟を召して、口より火焰を吹出して袈裟を焼始め給へり、然るに下に召給へる御法衣は少しも焦げず。

諸人怪みて其の故を問ふに、浄藏の曰く、是血縁の婦人是を裁縫せし物なればなりと、答給ふ。其の後延喜九年右大臣藤原時平公管相亟の恨を受け病の床に赴す。

浄藏に頼みて加持せられし時に、時平公の床の奥より書き龍頭を出して、浄藏の父清行公に告て曰く、我こそ管相亟の怨靈なり、天帝に告て詐者に恨を報せん所に、浄藏公の法力に依りて近寄る事あたわず、願くは諫議潜に浮藏の加持止させ給へと宜へば、父公浄藏にかくと告給へば浄藏加持を止め高門を出給ふに、時平大臣立所に即死す。

天慶三年正月勅に依りて横川に於て、大威徳の法を修し、逆賊平将門を降伏の時に、将門弓矢を携へ火の上に立伴す、僧等を見て肝をつぶし居る時に、俄に将門の死霊都に攻入りて震動す。

諸人等怪み畏れければ、浄藏の云われけるは、是は全く體あらず只頭のみなりと宜へば、果して然り、其の後南院の皇子患い給ふに依りて高僧に加持せしめ給え共、三日を過て死り給へば、浄藏に向て悲み給ふ。

浄藏火界の呪を以て加持し給へば、皇子即ち蘇甦り給ふ、又延喜の帝の御病に依つて召給ふ。

浄藏祈りて帝の玉體愈安しと有れば、忽ち平癒す。

又翌年宮中に火災有れんと云い給へば、果して然り。

浄藏熊野権現に詣て、祈念し給ふ時、御留守中に御父清行公死し給ふと夢見給ひて、中途より馳せ帰り給ふ。

すでに五日を過ぎて、京都北橋の上にて御父の喪に出会、即座に加持成し給へば、忽ち蘇生り給ふ。

御父殿中公歡喜の餘り、いと御嬉氣色にて浄藏を拝し給ふ。是親として吾子を拝する事、珍らしき事故、其の後地橋を戻り橋と云ふとぞ。

玄照法師は、浄藏の師なり、眞濟の恨に依りて、其の死霊小僧と化して空中より舞下る様を、玄照法師是を見て心身悩乱す。浄藏加持して降体成し給へば、玄照快眼を見開きて浄藏を拝す。

是又師匠として弟子を敬ふ事洵に稀なり。是迄も人魂と云ふ事度々有りたるを以て、淨藏の大徳を感じ給ふ事限りなし、又長秀と云ふ人、吳國より来朝渡、船中に患ひ附きて病中はからずも淨藏に面見へ法救を求むる時に、淨藏哀に思召て加持し給へば、長秀の病忽ち癒ゆ、長秀感伏して曰く、吾國は國土も廣く天竺迄連りたる國なるが、貴僧の如き高德の人はあらずと云ふ。

應和三年八月空也上人六波羅密寺に於て金字の大般若經を慶讚す。多くの名徳參集す、時に乞丐の者おびただし、其の中に比丘の婆なる者有り淨藏見て大に驚きて上座に坐せしむ、此人更にものを云わず、淨藏先づ壹杯の飯を興ふるに此飯四斗ばかり比丘是を貧食ふ。

又奨むれば又喰ふ、諸人比丘の大喰なるを怪みて淨藏に故を問ふ、淨藏答へて曰く、是は丈球菩薩の應化なりと、のたまへば淨藏の妙徳を尊敬し夫れより猶諸人擧りて、淨藏も神佛の化身なるべしと敬ひたり。

然るに淨藏ふと思ひ給ふに、吾久しく都に住居せば、却つて慢心の心を生ぜんとして、潜に都を忍出で諸國の靈地を順礼し給ひしが、頃は十月中空出雲國大社に詣給ふ。毎年十月は日本國中の諸神達集ひ給ひ、萬人の政を議らせ給ふ。淨藏大床の下に在て、いろ色の咄を聞給ふに、男女の縁を定め給ふにや其の時一神の曰く、此所に居る淨藏には何れの女を婚しめ給ふや、と宜ひければ、又一神の曰く、彼には京都下鳥羽の仁左門の娘然るべし、と宜へば諸神是に應じ給ふ、淨藏是を聞て我は鐵石の如し、如何でか凡俗の愛をなさんや、とて立出給ひ、更に諸國順礼を終へ潛に京に歸り給ひたるに、不思議成る哉、下鳥羽にて頻に御足痛み歩む事叶わず、止むなく或家に立寄り御宿を借給ひしに、主人は不在にて内方の曰く、主は数日来所用にて他出中なり、普通の方は泊め難けれ共、御出家の事なれば苦しがるまじ、御泊候へと申しければ、宿り給ひて座敷にて見給へば、豊麗優美なる女子出て給仕を勤む、夜陰に至りて彼の娘いと懐げに挨拶す、其の時淨藏大社の事を思出し主人の名前を問給ふに、父は仁左門と申し、私は其の娘なりと答へたるに依り、さては正しく大社にて諸神議り給ひて吾が縁を結び給ひし女なり、是全く我本願行道の妨なりと引寄せて刺刀を以て咽をかき切り、虚空に馳天し給へり。

されど娘は諸神等の守護なし給ひけん淺負にて萬色種保養をいたせば遂に全快せり。基より此の娘客婆学文萬人に勝れければ、其の事叡聞に達し、其の後内裏に召されて、前後にぞなりたる。天曆七年大旱魃にて、天台の至徳の僧荒春言の智者勅命を蒙りて、雨乞の祈祷をなしたれども、三月より六月に至も少しも雨降らず、萬民稼業を止め憂る事大方ならず、帝のたまひけるは四海皆悲み申す事、朕が不徳是が罪なりと宜いて、何れも御衣の袖を絞らせ給ふ、時に関白殿奏し申しけるは、淨藏こそは神変不思議の行徳の人成り、御言葉候て、此人に雨乞の修法を祈祷せしめ給わんには、しかじとあれば、帝感悦ましまして勅詔に依り、日本六十餘洲にみことりして、探さしむるに其の頃丹後國成相の文球堂に居給ふ由、奏しける。是に依て勅使を以て傳へ給ひければ、淨藏答へて申されけるは、其の身勅勘の御身なれば、某再び都に入るまじと誓願しければ歸京する事叶ふまじとあれば、勅使の曰く、普天の下卒土の濱萬民皆王土王臣にあらずと云ふ事なし、兎角利を非に曲げても上京し候へと再三勵し給へば、淨藏理に屈して同道して上り給ふ。

帝叡感斜ならず、特に雨乞の勅詔ありければ神前に檀を嚴立て、一日一夜祈念し給へば、俄に黒雲棚引雷鳴激しく、神龍忽ち雲中に現れて、降雨二日二夜降りたる程に、帝を始め奉り月郷雲客感悦限りなく、萬民一統に手を拍て歡喜び賑いける。

帝御感の餘り僧正位をぞ贈られける。寛平法王の御后御病に醫師手を拱ねいて身心を痛めけるに淨藏勅命を蒙りて加持し給へば、後の御病忽ち癒え帝御感の餘り覺す立ちて、淨藏を拝し給ふ。是全く一天萬上の御主として、臣僧を拝し給ふ事、異例にして尊敬の厚き事、誠に淨藏の法徳の擴大なるを察すべし。

淨藏の如き高德の行者は末世又とあるべきや。願くは大唐の三藏の例に準じて妻を姻ち、其の子孫を残さしめと、則ち前後を下されけるに、淨藏御意に行法の志深ければ、本意には思われざれど勅命いかでかく逆く可きにあらずと、遂に勅答あれば淨藏に其の婦人を下されける。

淨藏婦人の咽の傷を見て其の故を問給ふに、後の曰く私はもと下鳥羽の産れの者なるがこの傷はある僧の仕業の為なりと云われければ、さては因縁のなすところによ、是逃るべからず、是を辞せば、又如何なる曲事の来らんかと是非なく、勅

に従ひ給ふ。

彼の鹿角の**桑**仙人は女の脚の美しさを見て通力を失い下界に墮しとか、今の浄藏も兎や角やと思ひ給ふ程に、遂に二人の童子をも儲け給ふ。

其の後京都八坂の塔の傾きて世人口々に云ひけるには、往古より高塔の傾きたる時は其の傾きたる方に必ず凶事あり、と世情いと騒し賢しき者申しけるは、浄藏こそ法力無類の修験なり。

是に勅命有りて祈起さんには如かじと申しける。遂に勅命を蒙り給ひけるが、浄藏思ひ給ふ様我思わずも妻帯なし、法力如何あらん、先づ法力を試見んとて二人の童子を伴ひ、鴨川の邊に至り水に向ひて童子を左右に立さしめやしばらく祈念し給へば、水勿ち逆に流れて三條五條の橋の下迄、皆白河原に成りにける。

今はいと易しと勅答ありて、天曆十年紀元千六百十六年六月二十一日浄藏八坂の塔を祈起し給ふと、聞傳えて近郷近在貴賤老若男女敷萬の**人群**集して見物す。

浮藏謹んで寶塔に向ひ祈念**持**し給へば、不思議や俄に西の方より微風吹初め次第に激しく吹強まり、彼の大塔震動し寶鈴を振り鳴らし、見物の郡集肝を冷し、手に汗を握る中にさしもの大塔も基の如くに直に起きたりける。又一書に曰く、この微風は蜂の大群にて觀世音の化身にて王蜂群中より聲有り、汝の殊勝なる願に依り聞届けるぞ、とあれば、浮藏帰途清水に参詣ありて、御礼言上せられける。是を見し數萬の**群**集老若男女隋喜の涙を流し、萬代**未**聞の法力哉と、浮藏の行徳を感せぬ者はなかりけり。夫れより尚も御修練誠に浮藏は、生神活佛成りとして益尊敬し奉る。

かくして年月たちけるに、浄藏折節思ひ給ひけるは、彼の悉達太子は中天竺の帝王の子なり、皇城をを車に乗り、童子を伴ひて檀特山に入り、難行苦業の末遂に成佛成し給ふとかや、吾は是何人なりとて御涙を流させ給ひしが、遂に天徳元年紀元壹阡六陌拾七年春、御年七拾歳にて妻子を捨給ひ、忍んで都を立出給ひ、不動明王の尊客を学び、修験の**姿**と成り諸神諸佛を順拜し、再び出雲大社に参拜し給ひ先づ神前に向ひて申さる様、尊神の御誓にて不計も俗姓に家に墮すと云へ共、是皆前世の悪因罪業のなすところにや、今日より前非を悔改め仰願くは、未来は必ず本覺の都に皈らしめ給えと、落涙し

て前非を悔み給ひける、夫れより伯洲大仙山石洲当摩山、其の外所處の靈地に詣で給ひしに、長洲の高野山に上りて、豹留孫佛黃帝の垂跡を拝し、弘法大師の創建し給ふ權現に參籠して、此處に永らく滞留せばやと思召し、先づ四方の景色を見給へば、峯の高き事、白雲常に山の腰を巡り青海萬満として遠く、九洲三韓の雲往来し、三千世界を眼下に視下す様、十二因縁心の衣を映じて角こそあらざらんと眺め給ひしが、西に当りて山間に光明輝きたり、是又不思議と思召して、光を目当に尋ね行き給ふに、程なく鯉瀉湾の里に至り、流に従ひて谷を登り、山の腰根に至りて、壹段と高き所に石體の觀世音菩薩まします、この間夜毎の光明は此處にてかくなんと感悦まして、其の夜は此の處に宿り給ふ。

夜半ばかりの御夢に何れからともなく光明輝き、名香薫じ、觀世音菩薩出現し給ひて、天冠瓔珞鮮かに慈悲仁愛の御姿にて、淨藏に向ひて宜ふけるは、御身は元來凡體ならず。事物の為に姿を凡俗に化して、眞言三密の奧儀を極むると云へ共、宿縁に依つて一度俗姓の家に墮す、然れ共再び不動明王の尊體を作り、脩験の姿となり、大日不思議の三體を現じ、三界火它的衆生を救わんが為、諸國を廻り給ふ事、誠に本願殊勝なり。

然れ共も人壽に限りあり、御身もすでに齡七旬に及べり。此虚は人家も隔て、凡俗も道をたどる事稀なり。

鳥獸も穢す事あらず、清淨第一の靈地なれば、願くは此所に止り、身心を安樂にして、彌勒三會の暁を待ち給へと懇に教誡し給ひて西の方に帰り給ふ。

淨藏御醒め御眼を開きて見給へば、光明未だ去らず、名香の薫り猶残りける、淨藏御跡を伏拝み、歡喜の涙を流し、**僧末**？の衆生いかでかかかる有難き尊容を拝し、奉りけんやとて、則ち此處に菴室を結び住み給へば、淨藏貴所とて衆人活神生佛の如く敬ひ、食物を運びて饗應し奉る。木を運ぶ群猿も木の實を抱きて親み、百鳥も又花も銜て捧げ奉る、彼の懶融大師の古金山の玄眞の虎を赴任せるも猶 にご思われける。

或時淨藏庵に帰らるる折柄、川端にて一人の婦人泣居るを見給ひて、如何せるやと尋ね給へば、彼女曰く私事この頃目を悪くして物事はつきり視えず、誠に難渋し居ると答えければ、淨藏の曰く御岩の近くの所にて目を洗い「流れ来るこの川端に眼のくもり晴て隈なき鏡山かな」と唱へよ教へ給ふ。

彼女訓の通りかくと行へば眼病は忽ち癒え、元の如くに成りにける。これより世人淨藏貴所は、眼の神様なりと尊敬す。菴に居ます事八年最後に御教誡を残し給ひて「吾歸幽の後は頼み求むる事あらば、其の人の願に依りて悉く成就なさしめん。

縁を萬億の衆生に結俱して、三會の曉に會はしめん、我本願当に此地に止る」と御誓言にて康保元年紀元壹阡六陌武拾壹年拾壹月貳拾壹日寅の刻御年七拾八歳にて圓然昇天なし給ふ。

其の夜この御山おびただしくかがやきける故、邑人驚きて馳せ上り見れば、光明の中に不動明王有り在りと現じ給ひ、二人の童子左右に隋従して、名香薰じ花を降し、遂に西の空へと入り給ふ。

邑人猶父母に別れたるが如き思いをなして、悲み常に香花香煙の絶ゆることなく、後に菴室の跡に壹宇を建立して、雲居菴と稱す。其の頃より、石體觀世音の西下方磐石中より靈水湧出で、是を拝受して用ふる時は、眼病は更なり、一切の病氣に偉効あり即治す。

後更に堂宇を大きくして、天台宗白雲寺として榮え、安政初年神道に改宗され、幽泉社として榮えけるが、明治四拾貳年神社合祠に依り、時の宮司内山桃之進に依て、同町松原松崎八幡宮に大正四年合祠されたれ共、基より神意に不叶内山神罰を蒙り、大正拾貳年旧地に復歸され、昭和貳年神道鏡山教會講社として、佐伯宮司奉仕す。

昭和參拾年拾月旧社殿老朽せるに依り新築され、自後今日に至る。一切衆生祈願に誠を以てすれば、成就せずと云ふ事なし。謹んで隆盛を祈り奉る。

昭和四拾年拾月末

國代識

高山黄帝社縁紀并山之由縁 妙高山瑞林禅寺

高山黄帝社本地

狗留孫佛略縁紀并山之縁由

大日本国長州阿武郡

高野山、その高きこと雲の

間にそびへ四方につづく嶺

なく須佐、江津、野頭の

里にねざす、しゆざんをさつて

ひとり此の北海の中にあらわる、

世人つたへてわが国第

五の名山といへり、

むかし鎌倉の右大将

頼朝卿此の山を牧とし

たまへ其の時の奉行子孫も

今につたへて頼朝卿の御教書、

判物伝来せり、頼朝

愛したもう生食も此の山より

出し、となり麓をまわり

沖浦にいたり御崎大明神の

宮あり、又前地より遙かに

よこ嶺をこいいただきに

のぼるに権現の社あり、

其の由来を尋ぬるに、

むかし弘法大師熊野

権現を勧請し、鎮国具

護法の霊神とあおぎはべり、

嵯峨天皇の御宇弘仁元年

庚寅の秋、みもりといふ

ところに方三、四丁の社地を

廣め大いなる社を建

立あり、麓の広潟に

大鳥居あり御供殿等迄も

夫々に使田あり、其の後野火

の災いによつて社中残らず

灰燼す、頼朝卿の時に

あたりて再建したもふとい共

じんざんぼうざんにつづけば
時の災によりてたびたび
灰燼す、今僅かにきり
殿・本堂等を営むといへ
共、近里遠村よりこれを
たつとみ信仰す、夫よりざん
がんと踏みもうちうをよじの
ぼり漸く絶頂にいたれ
れば、まことに宇宙のかぎり
なき事天上の間に居するが
ごとし、まず西北の方をのぞけ
ば蒼海万満として更にき
わまりなし、遠きは三かん・
きかへ・高らい、近きは九国の
二嶋船の往来限りなく、
又東南には長石防芸
の山累々として東京万里に
つづき、みんをくせんそんぱん
につく其の数をしらず、
高角の柿本の社頭もじき

下に見へたり、其の外石州の
大麻山・伯州の大仙、
雲州の大社百りのほかと
いへども、まのあたりに見へはべり
せる霊場の風景いじら
けいせきあたかもせん うに
あそぶがごとし、かたはらに
穴ありわたり三尺ばかり
にして深き事をしらず、木
せきを落とすにえんてんとして
とどまる所なし、むかし
臼を落とすに日をへて
麓の浦に浮かび出る
といい、かるが故に其の所を
臼が浦といふ、又あやしき
石ありぞうの鼻のごとく
馬の背のごとし、此の上
のぼりて眼下をのぞけば
万人にして危うき事
限りなし、かるが故に

名づけてばかだめしといふ、
また屏風の如くなる岩
あり、すじんを立り、当山
にいたりて黄帝の社
あり、其の由来を尋ぬるに
四千余年のいにしへ異国
の帝を軒猿黄帝
と称す、かてきといひし
大臣あり、ある時池の
表を眺めしに、
をりふし秋の末なる
に、嵐にちれる柳
の葉の浮かびしに葉の
上の蜘蛛のふるまいを
見て、げにもと思へ初めて
船を造りける、黄帝
これにめされ諸国を廻り
財をかよわし民を撫
育し御代をおさめたもふ
なり、音律、文字、歴、

数、車馬、農具等
もこの帝のおん時に
始まれりとなり、其の後
わがてうにそうじん天皇
のおん時、かの帝の神
靈わがてうにとびわたら
せたまへ、忝なくも此の山に
御あとをたれたもひ始て
船を造り万民に教へ
たまへしとなり、其の時の
船の道具の出し所とて
其の所々の在名今につたへて
帆柱・塚木・梶・いかり・
ろおきばとて其の所々の
在名とす、人々これに
たよりをいせ のみち
いよいよ開けて自由を
なすこと皆人の知る
ところなり、それ異国の
珍物、いけん、利生薬

の類までも力を労
せず足を運ぶ事な
くして自由に求めえる
事船にこしたる事なし、
利生渡生のおん かり事
これによもすきぬまじ、
ひとへに黄帝の御おんぞかし、
かるが故にむかしより
北海万里を渡る商旅
の船も此の山を見たて
まつる時は帆をさげかの
帝宮を遙かに拝して
通りけるとかや、また具が
往来の人も此の山を見た
てまつる時は花をたむけ
礼をなして通りける、今に
三原村に花立といふ在名
あり、黄帝の社・権現の
拝所なり、もし帆もさげず
礼をもなさず社のおん徳を

も感ぜず剩えあざ
ける言葉などいたすたる
悪種の者は、俄に
悪風ふききたつて帆柱
を倒し梶くだき
つには海底のもくずと
なる、これもとを忘るゝ
悪人を罰したまい、
れいけんの甚だしき
事ゆうばかりなり、ここに
弘法大師も此の山をもつて
すみかとせんとしばらく
すみたまへちけいしゆしやう
の所とて御住所にもなさ
れたくおぼしめしもあり、
黄帝のれいけんあまりに
甚だしくしゆしやうの
そんくわいをあわれみたま
いすいせきいきよの相をな
だめまいらせ、狗留孫佛

本地法しんの如来とあがめ
たまう、このかたほんがく
のほたかくにんにくの
光あらたにしますます
利生ふかく萬船の難
を救いたもう事完全
なり、たとへ御山の見ゆる
千万里をへて何国の沖にし
て方角をもわからず風
波荒れきたり、船頭かこ
しゅしゅ働くといへ共、かな
へかたくもすでに破船に
及ぶ時節にいたりても、黄
帝のみなを唱え一心を
こらし心願をこめて
助かりし人　ねん
そのかず多し、たとへ塩ぎり
にふきたてられ又は暗夜に
及びつかることいへども、方角も
知れず風波いやましにして

たよるべきかたもなく、まことに
船中てだてにたへ必至に
きわまりしも、黄帝の御おん
とくをおもいだし信心をこらし、
たよるべき方角へともし火
を下されかすと　願し
たてまつれば、空中に
いづくともなくともし火あらわれ
銘々しんこん健やかになり
力を得、まことにくがへ
あがりたるこちして、その
ともし火をさして漕ぎいれ
し時は自然と湊へ
さしていり、波もしだい
にやわらぎ助かりたる人
歳々黄帝のおん社に
参詣する人数多く、
其の累々にして本国浦々
までも皆人の知る所也、
船を渡世にする人は勿論

士農工商ともに船に
頼りせざるものなし、
また風波の難いつといふ
かぎりなければ、諸人
つねづね黄帝大権現をしん
じんして、その難を
助かりたもふべく朝
な夕なにあおぐべ
くたつとむべし、

おわり

干時安政六未歳

四月吉日改之

本州須佐本町之産

黄竜書之

此主世良倉治郎用

本文は原文に基づき掲載したのですが、意味不明、解読不能のところもあるなど、大変ご迷惑をおかけします。

完